

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

原告が被告から賃借し耕作等する土地（以下「本件各土地」）について、本件各土地の農地賃貸借の解約申入れを許可した改正前の農地法20条2項2号に基づく処分（以下「本件許可処分」）により解約され、被告に明け渡すことなどを原告に命じる確定判決（以下「本件確定判決」）が存在するが、本件は、①被告が、民事執行法に基づく強制執行をしないとの合意をした、②被告は、解約申入れをする条件である離作補償を支払わないから、本件許可処分は効力を生じていないか、又は効力を失った、③本件各土地の明渡しの強制執行は権利の濫用であり許されない、等の主張をして、本件確定判決に基づく明渡しの強制執行の不許を求める事案である。

2 本判決は、原告の各主張を、以下のとおり判断していずれも採用せず、原告の上記請求を棄却した。

- (1) 強制執行権の放棄ないし不執行の合意について、本件確定判決の事実審の口頭弁論終結前の事由（前の訴訟で主張できたもの）であるから、請求異議事由に該当せず、また、そもそも強制執行権の放棄ないし不執行の合意は認められない。
- (2) 前訴の控訴審において、忌避の申立てにより判決に関与できない裁判官が関与したとの点について、忌避の申立てを却下した高裁の決定が告知により即時確定しており、上記の瑕疵はない。
- (3) 離作補償の未払について、(1)と同様前訴の口頭弁論終結前の事由であり、また離作補償は現に農業ができなくなることによる損害を補償するものであるから、本件許可処分の効力発生条件ではない。
- (4) 権利濫用の主張について、前記のとおり不執行の合意が存在しないことに加え、もともと本件各土地が借地であり使用権原の消滅があり得ること、農地を

転用して空港施設を整備することには公共性があること等に鑑み、強制執行は権利濫用とは認められない。

